



静岡県立総合病院の物品調達に係る入札について[公告]

次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程（平成21年4月1日規程第37号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年7月8日

静岡県立総合病院
院長 井上 達秀

記

1 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

総病医-備 第7号

(2) 件名

観血的血行動態監視器機 の購入

(3) 購入物品及び数量

観血的血行動態監視器機 2式

(4) 購入物品の特質等

詳細は仕様書による。

(5) 納入期限

令和8年12月31日（木）

(6) 納入場所および実施場所

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院内が指定する場所

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の一般業務、物品購入等のいずれかの入札参加資格を有している者又は新たに資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）。イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

をいう。以下同じ。)である者。

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

3 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和8年7月13日(月)午後4時まで

ただし、受付時間は土曜日及び日曜日(期間中に祝日がある場合には当該日を含む)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 配布場所・担当部署

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院医事課医事購買係

電話番号 054-247-6111(内線2271)

FAX番号 054-247-6140

(3) 配布方法

上記配布場所において、ホームページ上(<https://www.shizuoka-pho.jp/sogo/>)からダウンロードするものとする。

4 入札参加申込書及び添付書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書の示す方法により入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期間

上記3の(1)と同様

ただし、受付時間は土曜日及び日曜日(期間中に祝日がある場合には当該日を含む)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 提出場所

上記3の(2)と同様

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年7月15日(水) 午前10時20分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院
循環器病センター6階臨床教育講義室

(3) 入札方法

総価による。郵送及び電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示された必要書類を上記4の(1)の期間中に提出しなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をした者が行った入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

落札者の決定については、仕様書に示した物品を納入できると院長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 資格審査

地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項において静岡県入札参加資格登録を得ている事を入札参加資格としている。静岡県入札参加資格を有しない入札参加希望者は、静岡県所定の競争入札参加資格審査申請書を下記へ提出すること。

提出先 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県出納局会計課 電話番号 054-221-3573

6 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、上記3の(2)に掲げる機関とする。

物品の購入及び製造請負に係る入札説明書

静岡県立総合病院の物品調達に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 入札番号 | 総病医-備 第7号 |
| (2) 購入物品及び数量 | 観血的血行動態監視器機 2式 |
| (3) 購入物品の規格、品質、性能等 | 仕様書のとおり |
| (4) 納入期限 | 令和8年12月31日（木） |
| (5) 納入場所 | 静岡県立総合病院 |

2 競争入札参加者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務、物品購入等のいずれかの入札参加資格を有している者又は新たに資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者。
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

3 入札参加の申込、入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、下記により入札参加を申し込み、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに所定の申込みをしない者又は受理した入札参加申込書等の提出書類の不足又は不備等により入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出書類

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 自己の名における納入確約書（様式2）
- (ウ) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格、又は競争入札参加資格を有することを証した書類の写し（両面を印刷すること）

イ 申込期間

令和8年7月13日（月）午後4時まで

ただし、受付時間は土曜日及び日曜日（期間中に祝日がある場合には当該日を含む）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 申込先

静岡県立総合病院医事課医事購買係

エ その他

提出書類は各1部を申込先へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年7月14日（火）までに書面により申込者あて通知する。

(3) 入札参加申込に係る注意事項

ア 入札参加申込に係る費用は入札参加申込者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された書類を入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 申込期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出された書類は公表しない。

カ 提出書類に用いる言語は日本語に限る。

キ 提出された書類は、静岡県情報公開条例に基づき公開することがある。

4 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、別添仕様書、契約書を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払は、日本国通貨に限るものとする。

(4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は下記のとおりとする。

令和8年7月15日（水） 午前10時20分

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院
循環器病センター6階臨床教育講義室

(5) 入札参加者又はその代理人は、入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 入札番号

ウ 品名、規格、数量、金額

エ 入札年月日

オ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。）

カ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。）

キ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状（様式3）を持参させなければならない。

(6) 入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「総病医-備 第7号 [観血的血行動態監視器機] の入札書在中」と記載しなければならない。封筒のサイズは長3程度とする。

(7) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行者が認めたときは、当該入札

を延期し、又はこれを中止することがある。

(9) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費等を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札時まで終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(11) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

(12) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(13) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

(3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書

(4) 供給物品名に重大な誤りのある入札書

(5) 所定の日時、場所に提出しない入札

(6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札

(7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札

(8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札

(10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

7 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲以内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) 上記(2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に係りのない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約書の作成

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その

者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約条項

別添物品売買契約書(案)のとおり

10 入札者に求められる義務

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札執行者が必要と認める場合には、入札執行者の交付する仕様書に基づき、カタログ、仕様書、設計図、解説資料の提案書を開札の前日までに提出しなければならない。

(2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行権者から調達物品の内容についての説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

11 本調達に関するの照会先

照会先	所在地	〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号
	機関名	静岡県立総合病院医事課医事購買係
	電話番号	054-247-6111 (内線2271)

入札参加申込書

令和 年 月 日

静岡県立総合病院院長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の物品調達に係る競争入札に参加したく資料を添えて申込みます。

なお、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項に該当する者でないこと及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日
令和8年7月8日
- 2 入札番号
総病医-備 第7号
- 3 件名及び数量
観血的血行動態監視器機 2式
- 4 納入場所
静岡県立総合病院
- 5 添付書類
(1) 自己の名における納入確約書（様式2）
(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格、又は競争入札参加資格を有することを証した書類の写し（両面を印刷すること）

納入確約書

令和 年 月 日

静岡県立総合病院院長 様

所在地
名称
代表者名

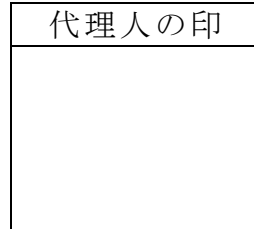
印

次の競争入札物件につきまして、ご契約の節は納期に遅延することなく納入することを確約いたします。

- 1 入札番号 総病医-備 第7号
- 2 件名 観血的血行動態監視器機
- 3 納入期限 令和8年12月31日（木）
- 4 納入場所 仕様書のとおり

委 任 状

私は、



を代理人と定め、

下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項	1 入札番号	総病医-備 第7号
	2 件名	観血的血行動態監視器機
	3 規格	仕様書のとおり
	4 数量	2式
委任期日	令和 年	月 日

令和 年 月 日

静岡県立総合病院院長 様

住 所

商号又は氏名

代表者名

印

地方独立行政法人静岡県立病院機構
物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造請負契約について、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札辞退)

第2条 指名競争入札に参加する指名の通知「入札執行について（通知）」（以下「指名通知」という。）を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、様式第1号により理由を記入した「入札辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 鉄道証券その他の政府の保証ある債券
- (4) 理事長（病院長）が確実と認める社債

2 前各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価格が額面と異なるときは発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、法人関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第6条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第7条 入札書は、様式第2号により作成し、指名通知に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- 3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が2人に満たない場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、物品の製造請負の場合において、特に必要と認められてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第11条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。
- 3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により、再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない法人職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、様式第3号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。
- 3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、様式第41号に掲げる事項を記載した請書を徴する。
この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(入札保証金の返還)

第20条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

（契約保証金）

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（異議の申立）

第22条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（準用）

第23条 この規定は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、平成21年8月4日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年9月1日から施行する。ただし、遅延利息率に係る規定は、平成23年10月1日以降に締結する契約に適用する。

附 則

この心得は、平成24年3月12日から施行する。

入 札 辞 退 届

年 月 日

入札番号 総病医-備 第7号

品名及び数量 観血的血行動態監視器機 2式

上記の入札を辞退します。

辞退理由

静岡県立総合病院院長 様

住 所

商号又は
名 称

氏 名

(注) 入札を辞退するときは、遅くとも提出期限には到着するよう提出してください。

入 札 書 （ 第 回 ）

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額										

(税抜)

入札番号 総病医-備 第7号

(入札金額内訳)

品 名	規 格	数 量	金 額 (税抜)
観血的血行動態監視器機	仕様書のとおり	2式	
合 計	—	—	

合計金額は上記入札金額と一致すること。

上記により、地方独立行政法人静岡県立病院機構物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書承諾の上、入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
氏 名

印

代 理 人
氏 名

印

静岡県立総合病院院長 様

物 品 売 買 契 約 書

物品の売買について地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）納入物品

品 名	種類、形状、規格等	数 量
観血的血行動態監視器機	別紙仕様書のとおり	2式

（2）売買代金 金円
（うち消費税及び地方消費税額 円）

（3）納入期限 令和8年12月31日
（4）納入場所 静岡県立総合病院
（5）契約保証金 免除

（納入期限の延長）

第2条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第4条 甲は、乙から物品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

（危険負担）

第5条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

（担保負担）

第6条 乙は、納入物品の納入から1年間、納入物品に契約不適合（種類、品質又は数量が契約内容に適合しないことをいい、正常な管理下での故障を含む。）があるときは、無償で修補、代替物の引渡し等の責任を負うものとする。

（代金の支払時期）

第7条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、売買契約した物品を納品した月の翌月末までに乙に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（納入遅延に対する違約金）

第8条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違

約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

(2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(3) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

ただし、あらかじめ静岡県立総合病院院長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(合意管轄)

第11条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院
院長 井上 達秀

乙

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（病院の長の契約締結等の制限）

第2条 次の各号に掲げる契約については、理事長が行うものとする。

一 地方独立行政法人静岡県立病院機構に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例（平成20年静岡県条例第61号）に定める重要な財産の譲渡又は担保としての提供

二 上記の他理事長が指定するもの

（競争入札の参加者の資格）

第3条 契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 法人が行う競争入札に参加できる者は、静岡県の建設工事、建設関連業務委託及び一般業務委託並びに物品購入等に関する入札参加資格登録を得ている者とする。

3 静岡県により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。

4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（一般競争入札）

第4条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。

2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。

3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

（一般競争入札の公告）

第5条 一般競争入札に付そうとするときは、掲示その他の方法により入札期日前に少なくとも次の各号に掲げる期間を設けて公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日以内に限り短縮することができる。

一 予定価格が1件500万円未満の入札執行については1日

二 予定価格が1件500万円以上の入札執行については10日

2 前項の公告は次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 競争執行の場所及び日時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

六 入札の無効に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項